

【都市科学部生対象】ノートパソコンの貸与について

本学では令和3年度新入生からノートパソコンの必携化（BYOD：Bring Your Own Device）を実施しています。オンデマンド授業の視聴、レポートや論文の作成など、ノートパソコンは大学生活において必須となりますので、各自で持参できるように準備いただく必要がありますが、経済的事情により、ノートパソコンを用意することが困難な学生を対象に無償で貸与します。ただし、貸与できる台数には限りがありますので、経済的困窮度が高い方から優先して貸与します。

1. 申込方法

貸与希望者は令和3年4月5日(月)16時までに都市科学部学務係へ申し込んでください。

メール送付先：都市科学部学務係 cus.jimu@ynu.ac.jp

メール件名：PC貸与の申込み（学籍番号）

メール本文へ記載する内容：

- ①学籍番号
- ②氏名
- ③理由（以下、該当するものをすべて記載してください。）
 - a 入学料免除を申請している
 - b 授業料免除を申請している
 - c 学資を主として負担している者が失職し、経済的に困窮している
 - d 新型コロナウイルス感染症流行前と比べ、令和3年4月は【 】%減少した
※【 】内に数字を記入してください
- ④住所
- ⑤電話番号

2. 対象 都市科学部 新1～4年生

3. 決定通知 令和3年4月6日（火）を目途に貸与決定者に対して、メールを送信。

4. 受渡方法

令和3年4月7日（水）から順次、都市科学部学務係窓口にてパソコンを渡す。

5. 貸与期間

春学期いっぱい（令和3年9月30日まで）とし、期間終了後は遅滞なく返却するものとする。延長については応相談とする。

【注意事項】

- ・被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について、すべての責任を負うものとする。
 - ・被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。ただし、貸与されたパソコンのセットアップ（別途セットアップに係る注意事項等は指示する。）、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
 - ・被貸与者は、貸与機材を他者に転貸してはならない。
 - ・被貸与者は、貸与機材を担保物件としてはならない。
 - ・被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己使用してはならない。
 - ・被貸与者は、授業で使用する目的以外の私的利用のためのソフトウェアのインストールしてはならない。
 - ・被貸与者は、貸与機材の OS 及びウィルスバスター（ウィルス対策ソフトウェア）のアップデートを常に意識し、セキュリティ対策が滞ることなく、絶えず最新の状態を維持しながら運用しなければならない。その他、授業で使用するソフトウェアについても同様とする。
- 被貸与者は、授業で使用する目的で有償ソフトウェアを購入しインストールした場合であっても、貸与機材の返却にあたって貸与者に対し、金銭等の補償は求めることはできないものとする。
- ・被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。
 - ・休学、退学、または自己でノートパソコンを購入するなど貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
 - ・被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。
 - ・貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。（貸与機材は返却後直ちに初期化されます。）
 - ・被貸与者は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。
 - ・虚偽の申告を行ったことが明らかになったときは、直ちに返還しなければならない。

【本件問い合わせ先】

都市科学部学務係

TEL : 045-339-3124

E-mail : cus.jimu@ynu.ac.jp